平成26年4月11日教育振興部教育指導課

「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」に基づく学校(園)の取組目標について

いじめ問題への対応にあたっては、未然防止、早期発見および早期対応が重要である。 その実現のためには、学校(園)、保護者および教育委員会がいじめ対応の基本姿勢を共 有し、密な連携の下、組織的な対応ができるよう改めて体制の整備を図らなければならな い。また、全国で発生したいじめ重大事件を教訓に、いじめ防止に向けた新たな考え方で いじめ問題の対策も講じる必要がある。

今回、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号。以後「法」という。)第12条の規定に基づき、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために見直しを図った。

練馬区教育委員会では、以下の姿勢・考え方ですべての幼児・児童・生徒(以後「児童生徒」という。)が安心して楽しく学べる学校(園)づくりをより一層推し進めていく。

1 練馬区の基本姿勢

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校(園)においても起こり得るとの認識に立ち、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い組織で対応する。

2 練馬区の基本的な考え方

- (1)管理職をはじめとする全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童生徒を守ることができるのは、第一義に学校(園)であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたる。
- (2) いじめの未然防止・早期発見に向け、校(園)種間の連携や相談体制、保護者や地域への啓発など、従来から行っている取組内容を見直し、いじめ重大事件を教訓として児童生徒の特性を踏まえた実効性のある取組とする。
- (3) いじめ問題の早期解決に向け、学校(園)と教育委員会との連携を強化するとともに、学識経験者や専門家を含めた第三者の意見を取り入れる仕組みを整え、関係機関との連携を深める。

3 学校(園)の取組

(1)学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

学校いじめ防止基本方針の策定

学校いじめ防止基本方針を実現するための具体的な取組や年間指導計画の作成および実行、検証等を行う。

【取組目標】

- ・保護者や地域の参画の下、学校の実情に応じて、いじめの未然防止から早期 発見・早期対応、いじめへの対処へと至る一連の具体的な取組を設定する。
- ・いじめの未然防止のための年間指導計画の作成・実行・検証等実効性をもつよう具体的な実施計画や実施体制、児童生徒の個人情報の対外的な取り扱いの方針などを設定する。

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページ等で公開する。 保護者会等で「学校いじめ防止基本方針」について説明する。

組織の設置

いじめの防止等の対策のための組織(以後、いじめ防止のための組織という。)を 設置する。いじめ防止のための組織の名称は各学校で定める。

学校いじめ防止基本方針に設置した組織、実施体制および役割や責任等を明記する。

【取組目標】

- ・いじめの防止等に関する措置を実効性のあるものにするため、学校サポート チーム等、既存の組織を活用するなど複数の教職員・心理や福祉等の専門的 知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめ防止のための組織 (常設)を置く。
- ・校長は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を見直すな ど、校務の効率化を図るよう努める。
- ・全体会と必要な構成員だけで行う部会とに分けて活動するなど、運営について工夫する。

重大事態への対応を行うための組織は、いじめ防止のための組織の下に設置する。

- ・重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめ防止のための組織の下に当該重大事態への対応を行うことを想定した組織を設ける。
- ・発生した事態の性質に応じて、「学校サポートチーム」等で連携する関係機関や適切な専門家を加える。

(2) いじめの防止

学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

道徳教育を推進するとともに、人間関係構築力等を育成する。

【取組目標】

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- ・人権尊重の理念である自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになること、互いの人格を尊重し合える態度を育成することなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養えるよう学校の教育活動全体を通じて豊かな心の育成を充実させる。

道徳の時間や特別活動、学校行事、中学校での技術科等を通じて、情報モラル教育をより一層の充実を図る。

【取組目標】

- ・児童生徒がインターネットや携帯電話等の利便性、情報通信機器との適切か つ有意義な関わり方、善悪の判断やルールやマナーを守ろうとする態度、ト ラブルや犯罪に遭わないための対策の理解および危険を回避する能力や態 度、個人情報(写真や動画の扱いも含む)の管理、匿名性の排除、携帯電話 等の悪用による誹謗・中傷や興味本位による個人情報の公開は絶対に許され ない行為であること等が学べるようにする。
- ・系統的・体系的な教育課程を編成する。
- ・外部人材の協力も得ながら適切に指導する。

児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力・判断力・表現力等を育むため、コミュニケーション能力の育成等を取り入れた教育活動を推進する。

【取組目標】

・読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進する。

生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、体験活動を充実する。

【取組目標】

・学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を充実させる。

児童生徒が安心できる学校づくりに努め、発達段階に応じて自尊感情や自己肯定 感、自己有用感を高めるための教育活動を充実する。

- ・児童生徒一人一人が安心して授業に臨み、活躍できるような授業改善に努める。
- ・自分が認めてもらっていることや自分も大切にされているといった自己有用 感を育む指導に努める。

児童生徒の主体的な活動の促進

小学校の児童会や中学校の生徒会が中心となった主体的な活動を促進する。

【取組目標】

- ・児童生徒自らが望ましい人間関係を構築するための具体的な取組や行動を実 践する。
- ・児童生徒が自発的、自治的にいじめを考え、自ら改善に向けた主体的な活動 を推進できる指導を行う。

ふれあい(いじめ防止強化)月間(以後、「ふれあい月間」という。)やいじめ 一掃プロジェクト等でいじめ防止や克服に向けた取組を支援する。

【取組目標】

・「いじめを見て見ぬふりをしない」ための指導や児童生徒同士が互いを尊重 することを自覚させる指導を行う。

教職員の指導力の向上

管理職は、いじめ問題に対する正しい理解やカウンセリング能力等の向上に努め、 個々の児童生徒への指導の充実を図る。

【取組目標】

- ・教職員がいじめの兆しを発見し、適切に対応する力の向上を図る。
- ・校(園)内で、「学校いじめ防止基本方針」および「練馬区教育委員会いじめ問題対策方針」、練馬区版「いじめ対応のポイント」、国や都の基本方針等を活用して研修を実施する。
- ・いじめの構造等をはじめとしたいじめ問題に対する正しい理解を深める研修 を実施する。
- ・心理や福祉の専門家等を活用した研修を実施する。

研修内容として、SST(ソーシャル・スキル・トレーニング)およびアンガーマネジメント、ブリーフセラピー、コーチング、グループエンカウンター、アサーション・トレーニング、ピア・カウンセリング、セカンドステップ、ストレス・マネジメント、ロールプレイなどが考えられる。

管理職は、教職員の不適切な行為や体罰に関する研修を実施する。

- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化につながる可能性があることに注意する。
- ・体罰についても、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠 因となりうることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- ・子供の人権を侵害する行為については、校(園)内にそのような行為を許さない、見逃さない風土をつくり、教職員相互が声をかけ合い未然防止を図る環境を整える。

教職員は、情報モラルに関する指導力の向上に努め、情報セキュリティに関する 基礎的・基本的な内容、安全に活用するための知識・技能を身に付ける。

【取組目標】

- ・インターネットや携帯電話等が有しているメディアの特性、ネットワーク上 のルールやマナー、危険回避に関する知識等を理解し、児童生徒の指導に生 かす。
- ・個人情報・プライバシーの管理に関する知識を理解し、児童生徒の指導に生かす。
- ・ネットいじめが発生する心理的な背景や特徴、不適切な書き込みをすること の重大性やその悪影響(インターネット独自の隠語等)、人権被害、著作権 や肖像権に関する対応、有害情報に関する対処について児童生徒に理解させ る。
- ・事例研究等を通した発生時の対応策等を研修する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

定期的ないじめの実態把握

年間を通して、定期的にいじめに関する調査(ふれあい月間時の区全体の調査、毎月の学校独自の調査等)を実施し、実態把握を行う。実態把握のための調査は、長期にわたって欠席する児童生徒に対しても実施する。

【取組目標】

- ・児童生徒からの声、思いや願いを聞き取るなど、いじめの状況等を把握する。
- ・調査を「記名式」で実施する場合には、可能な限り「匿名性」を高められる よう回収方法を工夫する等して実施する。
- ・いじめはどの児童生徒にも、どの学校(園)にも起こり得るとの認識の下、いじめの疑いの事例も含めてその状況を的確に把握する。
- ・いじめの「認知」の考え方については、校内で共通理解を図る。

教職員による実態把握を行い、いじめの助長につながることへの気付きや、いじめを把握する意識を高く保持していけるよう努める。

【取組目標】

- ・健康観察時の様子や休み時間および放課後の雑談などを通じて、児童生徒の 様子を観察する。
- ・個人ノートや生活ノート、日記等から交友関係の悩みを把握する。
- ・保健室での様子を聞いたり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

教育相談の充実

児童生徒が相談しやすい校内環境および体制を工夫する。

【取組目標】

- ・相談週間を設定したり、相談箱の設置をしたり、児童生徒が相談する相手を 選ぶことができるようにしたりする。
- ・児童生徒が自身の思いを表現できる環境づくりを体系的・計画的に推進する。

スクールカウンセラー(心のふれあい相談員も含む)との関わりの場を設定するため、小学校第5学年や中学校第1学年との面接を行い、スクールカウンセラーからの教職員への助言や研修につなげる。

【取組目標】

- ・面接は短時間での実施であったり、グループ面接であったりと学校の実態に 応じて実施する。
- ・児童生徒が躊躇することなく、相談できるような場を設定するようにする。

多面的な相談体制を整え、構築する。

【取組目標】

- ・学校サポートチームの活用など、いじめを解決するための包括的な体制を整 える。
- ・状況に応じて、校外の関係者の参加を依頼する。

保護者・地域との連携強化および啓発の促進

自校(園)のいじめの実態や学校いじめ防止基本方針等を発信し、共有に努める。

【取組目標】

- ・いじめ問題の重要性について認識を広め、保護者会、学校(園)だよりおよびホームページ等を通じて積極的に情報発信・情報共有に努める。
- ・保護者、地域等が連携して、いじめ問題について協議する機会を設けるなど の対策を推進する。
- ・多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止められるようにする。
- ・学校(園)と保護者・地域が一体となったいじめ対応の体制を構築する。
- ・小学校においては、安全・安心ボランティアと連携した児童の見守りを検討 する。

情報モラルに関する啓発に努め、保護者と使用状況や実態等について共通認識を行う場を設ける。

- ・パスワード付きサイト等およびSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、リアル(携帯電話向けの簡易ブログサイト)、無料通話アプリ、メールを利用したいじめやインターネットや携帯電話等の必要性・危険性について児童生徒と話し合う。
- ・家庭内でのルール、より望ましい利用の在り方等を共に考えていくことへの 意識が高まるようにする。
- ・次の内容について情報提供および啓発を促進し、多くの保護者に周知徹底で きるよう工夫する。

インターネットや携帯電話等を使うための心得(ルールやマナーを守る社会性、責任感、自制心等)や利用時期を見極めることについて

インターネットや携帯電話等の利用に伴う注意点として、有害情報の存在、 情報の拡散性、だまされる危険性、匿名性への誤解、依存の問題などについ て

アプリのダウンロードや新規購入、利用方法や料金プランに関するルール作り、トラブル防止のためのルール作り等を家庭内で行い、児童生徒の使用状況および実態等を把握し、ルールを定期的に見直すなど指導や助言を行うことについて

利用規約やプライバシーポリシーに関する正しい理解について

発達段階に合ったフィルタリング(携帯電話会社が提供する回線(電波)、無線 L A N、アプリフィルタリングソフト)の利用や機能制限、青少年に見せても安全なページ(ホワイトリスト方式)を設け、適切な利用環境を整えることについて

アカウント登録時の対応について

携帯型ゲーム等でもインターネットが利用できること、フィルタリングを設 定できることについて

犯罪の被害者にも加害者にもなる可能性があることについて

(4)いじめへの対処

いじめられる側の児童生徒への支援

「練馬区の基本姿勢」に基づき、いじめられる側の児童生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聴取する。

【取組目標】

- ・「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ・児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意してその後の対応を行う。
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力し、児童生徒に心理的負担を与えないよう配慮する。

保護者と一体となり、支援を行う。

- ・迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全の確保に努め、できる限り不安を除去するなど今後の対応を説明する。
- ・いじめられる側の児童生徒および保護者にとって信頼できる人と連携し、いじめられる側に寄り添い支える体制をつくる。

いじめる側の児童生徒への実効性のある指導

いじめる側の児童生徒に対する指導については、教育的配慮の下、全教職員が毅然とした指導を徹底する。

【取組目標】

- ・状況が改善しない場合は別室指導等にて個別の働きかけを行う。
- ・暴行や恐喝等の事例に関しては警察と連携して対応する。
- ・いじめは人格を傷付け、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・いじめられた児童生徒の心の傷への思いを風化させることなく、生活改善へ の意識を高める。

いじめの背景をとらえ、いじめる側の児童生徒の安全・安心、健全な人格の発達 に配慮しながら、学校組織で継続的な観察や指導を徹底する。

【取組目標】

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員との連携の下、 心のケアとともに、必要な支援を実施する。
- いじめる側の保護者と一体となり、いじめの改善に努める。

【取組目標】

- ・児童生徒に対しては、該当保護者に状況を伝え、人格の成長を主とし、再発 防止につなげる。
- ・区や学校の基本姿勢を繰り返し指導するなど、事実に対する保護者の理解を 得たうえ、学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行う。

いじめの周囲の児童生徒の心理を把握した指導

いじめの周囲の児童生徒には、見て見ぬふりをする行為やいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じことを理解させるとともに、誰かにいじめを知らせる勇気をもつよう伝えていく。

【取組目標】

- ・いじめを知らせた児童生徒には、守り通すことを伝える。
- ・組織等で情報共有したうえで見守りや声かけ、いじめの解決に向けた取組を 行う。

学校組織全体でのいじめへの対処

平素からいじめへの対応について、教職員全体で共通理解を図り、特定の教職員が一人で抱え込むのではなく、いじめ防止のための組織等を活用し、機動的かつ組織的に対応する。

【取組目標】

・いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、いじめられる側の児童

生徒といじめる側の児童生徒、他の児童生徒との関係の修復を得て、いじめられる側の児童生徒が健康かつ安心して登校でき、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断するとの認識を、教職員全体で共通理解したうえで、その対応に一丸となって努める。

いじめを把握した場合、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止のための 組織を核とし、対応にあたる。

【取組目標】

- ・迅速に会議を開催し、情報の収集や情報の共有を行い、教職員で役割を分担 して、いじめられた児童や保護者への支援やいじめた児童生徒、保護者への 指導・助言、関係する児童生徒への心のケアを行う。
- ・校内巡回等を積極的に行うことで、児童生徒の変化を早期に発見し、教職員 全員で見守っているというメッセージを児童生徒や保護者に発信する。

いじめであるかどうかの判断はいじめ防止のための組織等を活用して行い、対応 の必要なケースについては、事実確認とともに、いじめられた側の児童生徒の保 護者との連携を十分に図る。

【取組目標】

・いじめの疑いがある行為は、早い段階から教職員等が関わりをもち、いじめ られた児童生徒およびいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、質問紙票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査により明らかになった事実関係について教育委員会に報告するとともに、教育委員会が求める資料の提供や調査に協力する。

【取組目標】

・次の方法による調査を行い、事実関係を明らかにする。

関係者および関係機関への状況確認

指導に関する記録の確認

全教職員への聴取

関係の深い児童生徒からの聴取

など

- ・調査を行うためには、事前に保護者の了解および要望・意見を十分に聞き取り、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・調査対象者には保護者等に情報提供される可能性があること、個人情報の保 護することを伝える。
- ・調査によって得た情報は、事実関係の解明を目的に整理する。

直接見聞きした情報

重大事態発生前に伝聞した情報

重大事態発生後の伝聞した情報

些細と思われるいじめでも、継続反復されれば重大事態となることを校(園)内で共通理解を図る。

いじめられた側の児童生徒に寄り添うとともに、全ての児童生徒が落ち着いた学校生活を取り戻すための支援や体制づくりに努める。

【取組目標】

- ・複数の教職員による見守り体制、保護者への様子確認、家庭訪問の実施、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員等による心のケア、別室での学習、警察への相談・通報等を行う。
- ・発生した事案の状況や学校の対応について説明する際は、個人情報保護等に 十分配慮する。
- ・面接が必要な児童生徒を抽出し、該当保護者の許可をとり、心の安定を図り ながら実施する。

必要に応じて、保護者・地域、関係機関に迅速かつ適切に情報提供を行い、協力 を依頼する。

【取組目標】

・緊急保護者会等で説明責任を果たすことで憶測や誤った情報が拡散すること を防ぎ、事態が混乱しないように努める。

インターネット上のいじめへの対応

いじめられる側の児童生徒を守るため、早期に対応する。

- ・公開の掲示板やリアル、動画投稿サイト等で児童生徒の個人情報が公開された場合には、投稿のコピーが短時間で拡散され、急激に被害が拡大する可能生があることから、保護者と相談し、早期に対応策を講じる。
- ・名称やURL、書き込み内容、画像等を保存・記録し、事実を明確にし、明らかになったことを関係児童生徒に確認しながら聞き取った内容を蓄積する。
- ・非公開の会員制サイトやSNS等におけるいじめは、発覚しにくいうえに、 削除が難しい場合もあり、いじめられる児童生徒を守ることを中心として対 応する。
- ・児童生徒の生命、身体または児童ポルノ、恐喝、暴行等の犯罪行為に関わる場合には、警察や法務局等に相談・通報し適切な援助・助言を求めるなどの対応を行う。

掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者、サービス提供者、プロバイダへの 削除依頼を要請するとともに、検索結果から「キャッシュ」の削除を検索サイト 運営会社に要請する。

【取組目標】

- ・掲示板に書き込んで削除を依頼した場合、その内容が閲覧されることで、削除要請を揶揄されるなど二次的被害が発生する可能性もあるため、保護者と相談したうえで、あえて削除依頼を要請しないことも考えられることを共通 理解する。
- ・被害者が書き込み等の存在そのものを知らなかったり、内容等に誤りがあったりする場合も考慮し、慎重かつ丁寧に対応する。

いじめる側の児童生徒への指導については、事実確認を行ったうえ、書き込み内容等が法律に違反することを十分に理解させ、適切に指導する。

【取組目標】

- ・個人情報(画像も含む)に関する書き込みおよび発信等をした行為は重大な 人権侵害であり、犯罪であることを指導する。
- ・関連する書き込み写真や文章の経路を把握し、それらの所在を確認する。そして、本人立ち会いの下、一人一人が所有する情報を一つずつ確実に消去させるとともに、拡散しないような対策を講じさせる。
- いじめる側の保護者への指導については、事実を説明し、指導内容を報告する。

【取組目標】

- ・学校側と被害者および被害者の保護者で相談を行ったうえで、謝罪の場を設 けることを指導する。
- ・保護者やスクールカウンセラーと連携し、原因や抱えている悩み、心理的な 背景等の理解に努めるが、行った行為に対しては毅然とした態度で厳正に対 応する。
- ・保護者に理解を得つつ、今後の利用の仕方および家庭でのルール作り等、家庭による管理の責任を要請し、確認する。
- ・学校と保護者とが協力して、事後の状況についても可能な限り、動向確認および把握に努め、連携を図っていくことを共通理解するなど、今後の指導方針や対策を確認する。
- ・児童生徒の行為にショックを受け、児童生徒の行為への不快感や将来への強い不安から、親子関係が崩れるのを防ぐため、スクールカウンセラーが保護者に対して面談を行う体制をつくる。
- いじめの周囲の児童生徒には、発信者としての責任を自覚するよう繰り返し指導する。

【取組目標】

・誹謗中傷および個人情報に関する発信等は、人権侵害等の犯罪行為につなが ることを指導する。

- ・警察等に通報し通信記録(ログ)を調査すると、発信元の特定が可能であることを指導する。
- ・加害者情報の暴露、情報の拡散(保存)および転載は、新たな加害行為や犯罪行為等につながる危険性があることを指導する。

保護者等からの情報提供に対しては、事実を把握している人物の有無、書き込まれている内容に関する情報等の事実確認を行う。また、削除依頼を要請するとともに、厳正に対応する方針を示していく。

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、書き込み 内容を確認し、サイト管理者やプロバイダに削除を要請する措置に関する相談窓 口、違法な情報発信停止や情報の削除の手続きの方法等を児童生徒および保護者 に情報提供する。

校(園)種間および関係機関との一層の連携

幼保小連携・小中一貫教育の視点を踏まえ、卒業(園)時等における的確な情報 伝達を行うとともに、適切な時期に異校種間でいじめに関わる情報連携を行う。

【取組目標】

・校種間で情報連携を行う際、卒業(園)生や卒業時の学年集団等に関して、 いじめに関する調査から把握できる情報を提供し、意見交換を行うなど、進 学後も情報連携を継続する。

いじめの要因は様々であることから、学校教育支援センターにおける教育相談室 や適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブや児童館、児童相談所、 福祉や医療機関および警察等との情報共有を継続的に行う。

【取組目標】

・教育的な配慮やいじめられる児童生徒および保護者の意向を配慮したうえ、 早期に警察に相談・通報をし、警察と連携した対応を取る。

犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談すること が重要なものかの判断を組織的に行う。

児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものかの判断を組織的に行う。

(5) いじめ防止等の取組の点検

学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

設置した組織等は、学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

定期的ないじめに関する調査

定期的ないじめに関する調査結果から課題を洗い出し、組織的かつ計画的にいじめ問題に取り組むようにする。

学校評価等を通した教職員による評価および改善

教職員は、日頃から児童生徒の理解に努め、未然防止や早期発見など、いじめ問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な対応等の状況について、自己評価および学校関係者評価を実施し、その結果を基に改善する。

児童生徒および保護者等の評価・参画

児童生徒および保護者等が、アンケート調査等において、学校いじめ防止基本方 針や設置した組織に対して定期的に評価する。